

1号富士市ごみ焼却場（旧環境クリーンセンター）の廃止に伴う都市計画の変更（廃止）について

1 変更の理由

● 背景

本市の市街化調整区域に位置する岳南広域都市計画ごみ焼却場「1号富士市ごみ焼却場」（旧環境クリーンセンター）は、昭和54年8月18日に都市計画決定し、昭和61年9月に完成しました。

以降、30年以上にわたり、ごみ焼却場として稼働してきましたが、令和2年10月に新環境クリーンセンターが供用を開始したことに伴い、稼働を停止したため、都市計画決定を変更（廃止）します。



2 変更する都市計画とは

● 決定概要

本市で都市計画決定している「ごみ焼却場」は、下表のとおり2施設です。

名称		計画決定		当初決定		変更最終決定	
番号	処理場名	面積 (ha)	処理能力 (t/24h)	年月日	告示番号	年月日	告示番号
1	富士市ごみ焼却場	1.85	300	S54. 8. 18	市告 65	S63. 6. 28	市告 54
2	富士市新環境クリーンセンター	7.50	250	H25. 11. 20	市告 179	—	—

対象施設

● 当初決定理由（昭和54年8月18日市告示）

富士市のごみ焼却施設は五貫島地区（50t）と大淵地区（180t）に分散していますが、これを大淵地区に統合し、ごみ焼却の効率化をはかるものです。

● 決定位置



3 都市計画変更のスケジュール

- これまで、説明会、原案の縦覧等を経て、本日富士市都市計画審議会に付議し、令和6年4月頃に都市計画の告示（変更の決定）を行う予定です。

	令和5年			令和6年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
スケジュール	● 説明会	● 原案の縦覧 ● 公聴会（中止）	→		● 案の縦覧	● 都市計画審議会（本日）	● 告示（変更の決定）

4 現地の状況

◀ 現場写真 ▶

<稼働時>



<現状>

